

2019年3月28日

株式会社 ぜん  
代表取締役 尾崎 成彦 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
代表理事 片山登志子  
【連絡先（事務局）】担当：小川  
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号  
天満橋千代田ビル  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
HP : <http://www.kc-s.or.jp>

### 申入書（その3）

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体です。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、当団体からの2018年8月28日付再々申し入れに対し、貴社から2018年9月21日付でご回答を頂きました。ご回答の中で入会后4か月未満の休会・退会に関する制限の撤廃、それに関するホームページ等の訂正、また、前記に違反した場合の消費者に対する受領金の返還約束については、ご対応いただきました。

しかしながら、貴社が運営する「ピラティススタイル」、「b a s iピラティス」「ヨガプラス」、「ビクラムヨガ」の契約条項について、なお消費者契約法からみて適切でない条項や改善いただきたいホームページ上の記載があります。

よって、当団体は、貴社に対し下記のとおり【申入れ】をいたします。【申入れ】は、消費者契約法12条に規定される適格消費者団体としての差止請求権に基づくものです。

つきましては、本「申入書」に対する貴社の回答を2019年4月27日まで

に書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実かつ迅速な対応をお待ちしております。

なお、すでに貴社にご連絡しておりますとおり、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「申入書」の内容及び、それに対する貴社のご回答の有無とその内容は、すべて当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

## 記

### 1 申入れの趣旨

#### (1) 休会に伴う契約解除料について

貴社は、消費者との月額会員契約（以下「本件契約」といいます。）の締結にあたり、入会キャンペーン（入会金0円）を利用した会員が入会から4か月以内に休会をする場合、契約解除料として入会金相当の金額を徴収することを規定しています（以下「本件休会条項」といいます。）。

当団体は、貴社に対し、本件休会条項の削除を求めます。

#### (2) 退会に伴う契約解除料について

貴社は、消費者との月額会員契約（以下「本件契約」といいます。）の締結にあたり、入会キャンペーン（入会金0円）を利用した会員が入会から4か月以内に退会をする場合、契約解除料として入会金相当の金額を徴収することを規定しています（以下「本件退会条項」といいます。）。

当団体は、貴社に対し、本件退会条項の削除を求めます。

### 2 申入れの理由

#### (1) はじめに

本件契約は、貴社と消費者との間でピラティス及びヨガ等のレッスンを目的とし、月ごとに契約を更新していくものであって、特に契約期間は定められておりません。したがって、契約期間の定めのない継続的役務提供契約であり、準委任契約となります。準委任契約では、受任者（貴社）は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者（消費者）に対し費用の請求が出来ます（民法656条、650条1項）。

したがって、貴社は休会事務若しくは退会事務を処理するのに必要な費用を会員に請求できますが、それ以外の費用の請求は、民法の規定を超えるものとなります。

#### (2) 本件休会条項について

#### ア 休会は契約の解除ではないこと

貴社は、本件休会条項に関して、契約解除料として入会金相当額を徴収するとしています。しかし、休会は、会員資格をそのままにレッスンの提供と会費の支払いを相互に一旦停止する合意であり、契約の解除ではありません。

したがって、休会の場合に契約解除料を徴収することは、休会の事務処理に必要な費用の徴収となります。これは、民法上の義務を超えて、消費者の義務を加重する条項です。

#### イ 休会事務手数料としても高額に過ぎること

貴社は、本件休会条項で規定されている契約解除料を休会事務のため必要な手数料と考えているのかもしれませんが、しかし、本件休会条項で規定された入会金相当額は、休会事務手数料として高額すぎます。

休会の場合、会費の收受手続きを停止する事務のみで手続きは完了するはずですが、また、貴社と類似の業務を行っている事業者においては、休会事務手数料を無料～1000円程度で行っているところがあります。

よって、貴社の契約解除料なるものが休会事務手数料であったとしても、休会の事務に必要な費用を大幅に超えるものであり高額に過ぎ、民法上の義務を超えて、消費者の義務を加重する条項となります。

#### ウ 結論

以上のとおり、本件休会条項は、休会の事務処理に必要な費用の徴収または必要な費用を大幅に超える休会事務手数料の徴収であり、いずれの場合も民法の準委任の規定と比較して、消費者に不利益な制限を定めるものです。

一方、貴社には、休会時期を問わず会員の休会による不利益はありません。

そうすると、一定の休会者に対し、一方的に金銭的負担等の不利益を課している点において、本件休会条項は、信義則（民法1条2項）に反して「消費者の利益を一方的に害するもの」にあたり、消費者契約法10条に該当し無効です。

直ちに削除して下さい。

#### (3) 本件退会条項について

##### ア 解約の違約金として平均的な損害をこえること

本件退会条項は、解約の際の違約金の定めであると考えられます。

消費者契約法9条1号では、契約の解除に伴う違約金等の額について「平均的な損害の額」を超えてはならないと規定されています。「平均的な損害」とは、当該消費者契約の事業者が締結する多数の同種契約事案に

ついて典型的に考察した場合に算定される平均的損害であるとされています。

本件契約では、①入会后4か月を経過した会員については退会に伴う金銭的負担を求めていること、②会員はいつでも都合の良い時間にレッスンに参加でき、貴社が特定の会員のために特別な準備をすることはないことから、入会期間が4か月を超えるものであるか否かを問わず、貴社に会員の退会に伴う損害が発生していないことは明らかです。

#### イ 解約事務手数料として高額に過ぎること

貴社は、本件解約条項で規定されている契約解除料を解約事務のため必要な手数料であり損害にあたると考えているかもしれませんが、しかし、本件解約条項で規定された入会金相当額は、解約事務手数料として高額すぎます。

解約の場合、会費の収受手続きを停止、会員名簿等からの削除といった簡易な事務で手続きは完了します。そして、貴社と類似の業務を行っている事業者においては、解約事務手数料を無料～5000円程度で行っているところがあります。

よって、貴社の契約解除料は、解約の事務に必要な費用を大幅に超えるものとなります。

#### ウ 結論

以上のとおり、本件退会条項に規定された入会金相当額の契約解除料は、違約金として、そのほぼ全額が平均的な損害の額を超えるものとなります。よって、本件退会条項は、消費者契約法9条1号に該当し無効となります。

直ちに削除して下さい。

以上

## 入会金一覧

(1)「ピラティススタイル」	20,000円
(2)「b a s iピラティス」	30,000円
(3)「ヨガプラス」	10,800円
(4)「ビクラムヨガ」	20,000円